

II 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた 経済・社会構造の変革の促進

(1) 食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
-----	---	------	----------------------------------

施策概要	<p>○ 関係省庁の取組</p> <p>食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供等を行うとともに、随時、情報の拡充を行う。【消費者庁、農林水産省、環境省】</u> ・ <u>ロゴマーク「ろすのん」の周知を行う。【農林水産省、関係省庁】</u> ・ 地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。【関係省庁】 ・ ロゴマーク「ろすのん」の周知を行う。【関係省庁】 ・ 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省】 ・ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査を<u>毎年度継続的</u>に行う。【消費者庁】 ・ 食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供を行うとともに、随時、情報の拡充を行う。【農林水産省、環境省、消費者庁】 ・ 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習の見直し等の取組を推進するとともに、このような食品関連事業者の取組に係る消費者への情報提供を行う。さらに、食品関連事業者による消費者啓発の取組を推進することで、消費者の理解を促進する。【農林水産省、消費者庁、経済産業省、消費者庁】 ・ 飲食店等における食べきりを促進するための好事例の共有、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【消費者庁、農林水産省、環境省、関係省庁】 ・ <u>地方公共団体等の災害時用備蓄食料の更新に当たり、フードバンク団体等生活困窮者を支援する団体への提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。【消費者庁、関係省庁】</u> ・ 地方公共団体の先進的な取組についてモデル事業を実施し、他の地方公共団体の参考になるように情報提供を行う。【環境省】 ・ 消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発を行うとともに、発生要因の分析等を踏まえ、啓発内容や媒体の見直しを随時行う。【消費者庁、環境省】 関係省庁】 ・ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。【消費者庁、農
------	---

林水産省、環境省】

~~・食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発資料の作成・公表を行う。【環境省】~~

・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3R推進の取組を推進する。【環境省】

・命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。【文部科学省】

・食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰の検討を行う。【消費者庁、関係省庁消費者庁】

・食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究を行う。【消費者庁】

・食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供を行う。【消費者庁、関係省庁】

~~・賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組（フードバンクフードバンク活動）~~に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動の促進、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討を行う。【関係省庁】

(令和2年度実績)

・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイトによる情報提供を行うとともに、随時、情報の拡充を行った。【消費者庁、環境省、農林水産省、厚生労働省、関係省庁】

・令和2年5月には、「新しい生活様式での食品ロス削減の工夫」として、テイクアウトやデリバリーの活用等と呼び掛けた。【消費者庁】

・ウェブサイトや広報資料等で積極的にロゴマーク「ろすのん」を活用し、周知を行った。【農林水産省】

・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進するため、オンラインによる説明会を実施した。【消費者庁、農林水産省、環境省】

・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、食品ロス削減全国大会を開催した。【消費者庁、環境省、農林水産省】

・令和2年10月から12月にかけて、食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国9道府県で開催し、インターネットで配信した。【消費者庁】

・食品ロス発生量の推計を継続的に実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析した。【農林水産省、環境省】

・商慣習見直しのため、令和2年10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」として、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化に取り組む製造・小売事業者の公表を行った。【農林水産省】

・地方公共団体を対象とした食品ロス対策等に係るモデル事業を実施した。【消費者庁、環境省】

・NEW ドギーバッグアイデアコンテストを実施し、外食における食べ残しの持ち帰り行為をmottECOと呼ぶことに決定。この普及啓発を行った。【環境省、消費者

庁、農林水産省】

- ・恵方巻きを始めとする季節食品の需要に見合った販売の継続的な推進について呼び掛けを行うとともに、恵方巻きのロス削減に向けた取組を行う事業者を募集し、公表を行った。【農林水産省、消費者庁】
- ・学校給食を通して、食品ロスの削減等の課題の解決に資することを目的とした委託事業「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」を実施し、先進的な取組の普及・啓発を図った。【文部科学省】
- ・「食品ロス削減推進大賞」を創設（令和2年8月）し、食品ロス削減に関し、消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰【消費者庁】
- ・「賞味期限」の愛称・通称コンテスト」及び「私の食品ロス削減スローガン&フォトコンテスト」を実施し、大臣賞受賞作の普及・啓発を推進。【消費者庁】
- ・諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査を実施した。【消費者庁】
- ・フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築の支援を行った。【農林水産省】
- ・役割を終えた災害用備蓄食品について、フードバンク団体等に提供を行った。【消費者庁、農林水産省】
- ・食品ロス削減に関する関係省庁会議を開催し、関係省庁の連携を強化するとともに、食品ロス削減に向けた取組を加速化した。【消費者庁、関係省庁】

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合 (令和元年度：76.5%)</p> <p>②食品ロス発生量</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) (目標) 上記の割合を80%以上とする</p> <p style="padding-left: 20px;">(定義) 消費者庁が実施する「消費者の意識に関する調査」において、「食品ロス問題を認知して、食品ロス削減のために行動している」と回答した人の割合を増やす。</p> <p style="padding-left: 20px;">②家庭系食品ロス発生量(平成29年度：284万トン)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 事業系食品ロス発生量(平成29年度：328万トン)</p> <p><u>(目標)</u></p> <p>①割合を80%以上とする</p> <p>②家庭系及び事業系食品ロス発生量を2030年度までに2000年度比で半減(家庭系：216万トン、事業系：273万トン)することを旨とする。</p> <p><u>(定義進捗)</u></p> <p>①令和元年度：76.5%</p> <p>②ア) 平成30年度：276万トン</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 平成30年度：324万トン</p> <p><u>(定義)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">家庭系食品ロス量：</p> <p>①消費者庁が実施する「消費者の意識に関する調査」において、「食品ロス問題を認知して、食品ロス削減のために行動している」と回答した人の割合。</p> <p>②ア) 食品廃棄物の発生量に食品ロスの発生率を乗じたもの。食品廃棄物の発生量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」(環境省)によって集計され、食品ロスの発生率は「食品循環資源の再生利用等に関する実施状況調査」(環境省委託事業)を基に算出。</p> <p style="padding-left: 20px;">事業系食品ロス量：</p> <p>イ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づく定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査で推計した食品廃棄物等の量に、食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査から推計した可食部率を乗じて算出。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2<u>3</u>年度</td> <td rowspan="2">食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3<u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4<u>5</u>年度</td> <td>・食品ロス削減月間(10月)及び食品ロス削減の日(10月30日)を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 <u>3</u> 年度	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進	令和 3 <u>4</u> 年度	令和 4 <u>5</u> 年度	・食品ロス削減月間(10月)及び食品ロス削減の日(10月30日)を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際
年度	取組内容							
令和 2 <u>3</u> 年度	食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、必要に応じ関係各省と連携しつつ以下の取組を推進							
令和 3 <u>4</u> 年度								
令和 4 <u>5</u> 年度	・食品ロス削減月間(10月)及び食品ロス削減の日(10月30日)を中心として、食品ロスの現状や食品ロス削減の重要性、実際							

	<p>の取組等についての普及・啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減に関する消費者の意識調査、全国での取組事例の収集 ・季節のイベント等に合わせた消費者・事業者等への普及啓発の実施（宴会シーズンの食べきりの推進、恵方巻き、食料備蓄におけるローリングストック法の導入等） ・食品ロス削減の推進に貢献した取組の表彰（令和2年度～） ・国民が食品ロスの削減に関心を持てるよう、各種コンテスト等の開催（令和2年度～） ・地域の特性を踏まえた取組推進に向けた地方公共団体による食品ロス削減推進計画策定に向け、説明会の開催等による支援（令和2年度～） ・食品ロス削減の推進に向けた地方における先進的なモデル的取組への支援（令和2年度～） ・「新しい生活様式」における食品ロス削減の工夫や留意事項の普及・啓発（令和2年度～）
令和6年度	基本方針の見直しの検討
令和7年度以降	<u>基本方針の見直しを踏まえた施策の実施。</u>

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量推計の実施（毎年度） ・食品ロス削減推進法に基づく基本方針を踏まえた、商慣習見直し等の取組の一層の推進（毎年度）
令和3年度4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模スポーツイベントでの食品ロス削減に向けた啓発手法に関する調査の実施（令和2年度及び令和3年度）
令和4年度5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・設立初期のフードバンク活動団体の人材育成の取組や生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組等の支援（令和2年度及び令和3年度）
令和5年度6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>寄附金付き未利用食品の販売によるフードバンク活動支援等に活用する新たな仕組み構築の検討・実証（令和3年度）</u> ・フードバンク活動を推進するマッチングシステムの実証・構築の支援（令和2年度3年度～令和4年度） ・食品廃棄物等の可食部・不可食部調査の実施（令和2年度及び令和5年度） ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討（令和4年度及び令和5年度）

令和6年度7 年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量推計の実施（毎年度） ・食品ロス削減推進法に基づく基本方針を踏まえた、商慣習見直し等の取組の一層の推進（毎年度）
--------------------	---

○ 文部科学省の取組

年度	取組内容
令和2年度3 年度	命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践の促進
令和3年度4 年度	
令和4年度5 年度	
令和5年度6 年度	
令和6年度7 年度 以降	命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践の促進

○ 環境省の取組

年度	取組内容
令和2年度3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援（令和2年度～） ・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業・計画策定支援事業の実施（令和2年度） ・New ドギーバッグアイデアコンテストの実施及びコンテストの成果を活用した飲食店からの持ち帰りのためのドギーバッグ導入促進等（令和2年度～）<u>により、食べきりを前提としながら、外食時における食べ残しの持ち帰り文化の推進・定着を図る</u> ・学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進（令和2年度～）<u>により食品ロスの削減に関する啓発を行う</u> ・食品ロス削減のための家庭の行動変容を促す取組の推進（令和2年度） ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討（令和4年度以降） 【以降、毎年度実施】 ・食品ロス発生量推計の実施 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析 ・地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自治体<u>向職員向け職員向け</u>食品ロス削減の<u>為</u>ための取組マニュアル」の更新・普及
令和3年度4 年度	
令和4年度5 年度	
令和5年度6 年度	

		<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」の管理・運営 ・地方公共団体が食品ロス削減の計画策定に臨む際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の策定・公表 ・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 ・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業の実施 ・食品ロス削減のための行動変容を促す取組の推進 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進により日常生活における行動変容を促す ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討
	<p>令和6年度7 年度 以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量推計の実施 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析 ・地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際の留意点等を取りまとめた「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」の更新・普及 ・食品ロスに関する情報を集約したウェブサイト「食品ロスポータルサイト」の管理・運営 ・地方公共団体が食品ロス削減の計画策定に臨む際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の策定・公表 ・地方公共団体における食品ロス発生量の把握調査の実施支援 ・地方公共団体と連携した食品ロス削減モデル事業の実施 ・食品ロス削減のための行動変容を促す取組の推進 ・環境教育等とも連携した学校給食における食品ロス削減を含む3Rの取組の推進 ・新たな食品リサイクル法基本方針の検討

項目名	② 食育の推進 ※SDGs 関連：関連目標 2、3、4、12	担当省庁	消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
-----	-----------------------------------	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <p>国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについては正確な情報の提供等を推進する。</p> <p>食育推進会議が平成 28 年令和 3 年 3 月 1831 日に作成した、平成 28 年度令和 3 年度から令和 2 年度 7 年度までを対象期間とする第 3 次第 4 次食育推進基本計画に基づき、<u>行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。</u></p> <p><u>(令和 2 年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第 3 次食育推進基本計画（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき、関係府省庁が連携し食育を推進した。</u> ・<u>食育推進評価専門委員会を開催し、第 4 次食育推進基本計画作成のための検討を行った。</u> ・<u>令和 3 年 3 月、食育推進会議において、令和 3 年度からおおむね 5 年間を計画期間とする第 4 次食育推進基本計画を作成した。</u> <p>○ 文部科学省の取組</p> <p>学校における食育を推進する。</p> <p><u>(令和 2 年度実績)</u></p> <p><u>「食に関する指導の手引」や食育教材などにより、学校給食や授業等において栄養、食習慣についての指導を推進した。</u></p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <p><u>分かりやすく、実効性の高い日本型食生活を推進するとともに持続可能な食を支える食育の推進のため、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図るとともに、食と環境の調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進を図る。</u></p> <p><u>さらに、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有等を図るため、全国食育推進ネットワークを活用する。</u></p> <p><u>(令和 2 年度実績)</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第 15 回食育推進全国大会が開催できなかったことから、食育活動表彰の受賞者の取組等に係る動画を作成し、農林水産省 Web サイトに掲載。</u></p> <p><u>また、「令和 2 年度食育に関する意識調査」を実施し、調査結果を第 3 次食育推進基本計画の目標値の評価に用いるとともに、第 4 次食育推進基本計画の作成に反映する。</u></p>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>① 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成30年度：62%）</p> <p>② <u>農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の向上</u></p> <p>③ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上（平成30年度：37%）</p> <p>③ <u>環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の向上</u></p> <p>（目標）</p> <p>① <u>令和7年度までに70%以上とする</u></p> <p>② <u>令和7年度までに80%以上とする</u></p> <p>③ <u>令和7年度までに75%以上とする</u></p> <p>（進捗）</p> <p>① 令和2年度：7965.7%</p> <p>—② 令和2年度：4973.5%</p> <p>③ 令和2年度：67.1%</p> <p>（定義）</p> <p>① 日本型食生活の実践に取り組む人の割合は、食生活及び農林漁業体験いずれも食育に関する調査で集計されている。</p> <p>—② 農林漁業体験を経験した国民の割合は、食生活及び農林漁業体験に関する意識調査で集計されている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における（重点事項） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次食育推進基本計画の作成 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28年度から令和2年度まで。 令和3年度から第4次食育推進基本計画に基づく取組を実施予定。</p>	年度	取組内容	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における（重点事項） 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 	令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次食育推進基本計画の作成
年度	取組内容														
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進 ・学校における食育の推進 ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施 														
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進基本計画に基づく食育の推進 														
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における（重点事項） 														
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 														
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく実効性の高い日本型食生活の推進や農林漁業体験など、食や農林水産業への理解増進に向けた取組の実施・持続可能な食を支える食育の推進 ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 														
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次食育推進基本計画の作成 														

(2) 環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① 脱炭素社会づくりに向けたライフスタイルの変革 ※SDGs 関連：関連目標 13	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について、IPCC 評価報告書など最新の科学的知見に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。</p> <p>また、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成する。脱炭素社会づくりに向けては、家庭・業務部門における CO₂ 排出を 2013 年度比 2030 年度までに 4 割削減する必要があるあり、<u>ある</u>。<u>2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、消費者が果たす役割は大きく、消費者が脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを消費者が積極的に選択することは、CO₂ 排出削減に果たす役割が大きく、<u>大きい</u>。</u>また、<u>事業者の取組</u><u>このような脱炭素を意識した消費者のライフスタイルの変化は事業者の行動変容を後押しすることにもつながる。</u>このため、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択「COOL CHOICE」を旗印に、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、脱炭素社会に向けた社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開。</u> <u>・在宅時間の増加に伴い、家庭の省エネ対策としてインパクトの大きいエコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンを関係省庁や関係業界等と連携して実施</u> <u>・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催（令和2年12月～）</u> <u>・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出し</u> <u>・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出し</u> <u>・国民一人の地球温暖化対策に対する理解と自発的取組の機運を高めるため、気候変動×防災をテーマとした動画を制作し、YouTube 等のメディアで発信</u>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①COOL CHOICE 賛同数 (令和2年3月末時点：個人約1034万人、企業・団体約28万事業所)</p> <p>②クールビズ及びウォームビズの実施率：</p> <p>ア) クールビズ (業務) の実施率 (令和元年度：67%)</p> <p>イ) クールビズ (家庭) の実施率 (令和元年度：69%)</p> <p>ウ) ウォームビズ (業務) の実施率 (令和元年度：32%)</p> <p>エ) ウォームビズ (家庭) の実施率</p> <p>(目標)</p> <p>今後、昨今の状況を踏まえて、地球温暖化対策計画等を見直す予定である。これに併せて、取組予定等も見直しを行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度：調査中</p> <p>②ア) 令和2年度：調査中 (令和元年度：67%)</p> <p>イ) 令和2年度：調査中 (令和元年度：69%)</p> <p>ウ) 令和2年度：調査中 (令和元年度：32%)</p> <p>エ) 令和2年度：調査中 (令和元年度：68%)</p> <p>省エネ導入割合：</p> <p>省エネ型 (電機除湿器) 購入割合 (平成27年度：68.4%)</p> <p>省エネ型 (乾燥機付全自動洗濯機) 購入割合 (平成27年度：74.4%)</p> <p>照度削減率 (照度削減率の変化量) (平成30年度：-8.0%)</p> <p>エコドライブの実施率：エコドライブ (乗用車) の実施率 (令和元年度：50.8%)</p> <p>エコドライブ (自家用乗用車) の実施率 (令和元年度：40.7%)</p> <p>カーシェアリングの実施率 (令和元年度：1.29%)</p> <p>(目標)</p> <p>令和2年度に地球温暖化対策計画、及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画を見直す予定である。これに併せて、KPIの目標、定義や個別の取組予定も見直しを行う。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" data-bbox="464 1594 1377 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1594 646 1641">年度</th> <th data-bbox="646 1594 1377 1641">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1641 646 2002">令和2年度3年度</td> <td data-bbox="646 1641 1377 2002"> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催 ・エコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンの展開 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催 ・エコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンの展開 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出
年度	取組内容				
令和2年度3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の展開 ・脱炭素社会の構築に向けたシンポジウムを各地方で開催 ・エコ住宅・断熱リフォームと省エネ家電への買換えを促進する「みんなでおうち快適化チャレンジ」キャンペーンの展開 ・特に若年層の危機意識を醸成するため、地球温暖化に関する意識啓発に活用するアニメを、地方公共団体・教育機関等へ貸出 				

		貸出し ・地球温暖化対策の意識啓発イベントに活用できる展示ツールを、地方公共団体等へ貸出し 等
	令和3年度	地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画の見直し後に具体化の予定
	令和4年度	
	令和5年度	
	令和6年度	
令和7年度 以降	地球温暖化対策計画等の見直し後に具体化の予定	

項目名	② 海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチック・スマート」キャンペーン）の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、14	担当省庁	環境省
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針・プラスチック資源循環戦略・海洋プラスチックごみ対策アクションプランを<u>や消費者の取組が事業者の行動変容を後押しすることにもつながることを踏まえ</u>、海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、<u>使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル）</u>、“プラスチックとの賢い付き合い方”をキーワードとした国民運動の展開等の施策を、関係機関と連携し、総合的に講じる。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>プラスマ Web サイトのオンラインプラットフォーム化</u> ・<u>全国一斉清掃キャンペーン「秋の海ごみゼロウィーク」の実施</u> ・<u>海洋ごみ対策の優れた取組を表彰する「海ごみゼロアワード2020」の実施</u> ・<u>政府広報事業「チーム NEXT ステップ」との連携による海洋プラスチックごみをテーマとするシンポジウムやワールドクリーンアップデイプラストークライブなどのオンライン開催</u>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーン取組登録数 (令和元年11月時点：957件)</p> <p>(目標)</p> <p>令和元年度内に、取組延べ登録数 1,000 件を達成する</p> <p>令和2年度内に、取組延べ登録数 2,000 件を達成する</p> <p>令和3年度内に、取組延べ登録数 3,000 件を達成する</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度：2,012件（令和元年度：1,189件）</u></p> <p>(定義)</p> <p>「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録された取組数。取組数はキャンペーン事務局が集計</p>											
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和2年度3年度</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2021」の実施</u> ・<u>海ごみゼロアワード 2021 の実施</u> ・<u>シンポジウムの開催</u> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード 2020 の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード 2021 の実施 ・シンポジウムの開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3"> ※令和2年、3年度を含む継続した取組 ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和7年度以降</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「プラスチック・スマート」の展開</u> ・<u>セミナー、公開講座等への講師派遣</u> 等 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	<u>令和2年度3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2021」の実施</u> ・<u>海ごみゼロアワード 2021 の実施</u> ・<u>シンポジウムの開催</u> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード 2020 の実施 ・シンポジウムの開催 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード 2021 の実施 ・シンポジウムの開催 	令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組 ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等	令和5年度	令和6年度	<u>令和7年度以降</u>
年度	取組内容											
<u>令和2年度3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国一斉清掃キャンペーン「海ごみゼロウィーク 2021」の実施</u> ・<u>海ごみゼロアワード 2021 の実施</u> ・<u>シンポジウムの開催</u> ・対策の課題や取組ヒントが得られるプラスチックスマートオンラインプラットフォームの構築 ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード 2020 の実施 ・シンポジウムの開催 											
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・海ごみゼロウィーク等でのごみ拾いの創意工夫と参加を通じたライフスタイル見直し喚起 ・海ごみゼロアワード 2021 の実施 ・シンポジウムの開催 											
令和4年度	※令和2年、3年度を含む継続した取組 ・「プラスチック・スマート」の展開 ・セミナー、公開講座等への講師派遣 等											
令和5年度												
令和6年度												
<u>令和7年度以降</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「プラスチック・スマート」の展開</u> ・<u>セミナー、公開講座等への講師派遣</u> 等 											

項目名	③ 循環型社会形成に向けた情報提供事業・普及啓発事業の実施等 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p><u>消費者が3Rに貢献する製品を購入するなど、資源の大切さを理解したライフスタイルを積極的に選択することは、事業者の行動変容を後押しすることにもつながることから、資源の大切さや3Rを多くの方に周知するため、3Rの態度変容、行動喚起を促すウェブサイト「Re-Style」を運用するとともに、参加型行動促進イベント「Re-Style Fes!」、「選ぼう！3Rキャンペーン」等を展開する。</u></p> <p>※毎年度、3Rを念頭に置きつつも、音楽や映像などのサブカルチャーを通じた様々なコンテンツを通じて若者の興味をひくような最新の動向やイベントを検討し、掲載を行う。</p> <p>また、「3R推進月間」における「3R推進全国大会（・循環型社会形成推進功労者表彰・ポスターコンクール）」の開催等による普及啓発、「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」及び関係機関の意見を踏まえた情報発信方法の改善等を行う。</p> <p><u>「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」等を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。</u></p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・Re-styleFES!：コロナの影響により中止</u> <u>・選ぼう！3Rキャンペーン実施店舗数：12,000店舗</u> <u>・ポスターコンクール応募数：4,068件</u> <u>・功労者表彰件数：13件</u> <u>・水銀使用製品に関する規制開始について、ラジオ広告や展示会への出展など、広報活動を行った。</u> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R行動の実践を呼び掛けるため、各種イベント等の広報活動を行う。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 <p>・「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」及び「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀使用製品への水銀使用に係る消費者への情報提供や廃棄された水銀使用製品の適正処理を推進する。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>インセンティブ付与の取組として、令和2年10月の3R推進月間において、資源循環技術・システム表彰で経済産業省産業技術環境局長賞（2件）、また、リデュース・リ</u></p>
------	---

ユース・リサイクル推進功労者等表彰で内閣総理大臣賞（2件）及び経済産業大臣賞（2件）の授与を支援した。

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>→①「<u>選ぼう！3Rキャンペーン</u>」参加企業数と実施店舗数 （令和元年実績：11メーカー、約6,700店舗）</p> <p>→「<u>3R②「3R促進ポスターコンクール+」</u>」への応募数 現状維持 （令和元年実績：5,540件）</p> <p>③<u>環境省 Youtube 上の水銀使用製品の規制に関する動画の再生回数</u></p> <p>（目標） 出典：第4次循環型社会形成推進基本計画</p> <p>具体的な3R行動の実施率を、令和5年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。</p> <p><u>（進捗）</u></p> <p>①<u>令和2年度：13メーカー、約12,000店舗</u> <u>（令和元年度：11メーカー、約6,700店舗）</u></p> <p>②<u>令和2年度：4,086件（令和元年度：5,540件）</u></p> <p>③<u>令和2年度：約2000回</u></p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2<u>3</u>年度</td> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・<u>選ぼう！3Rキャンペーン</u> ・<u>水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</u> </td> </tr> <tr> <td>令和3<u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和4<u>5</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和5<u>6</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和6<u>7</u>年度以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2<u>3</u>年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 </td> </tr> <tr> <td>令和3<u>4</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和4<u>5</u>年度</td> </tr> <tr> <td>令和5<u>6</u>年度</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・<u>選ぼう！3Rキャンペーン</u> ・<u>水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</u> 	令和 3 <u>4</u> 年度	令和 4 <u>5</u> 年度	令和 5 <u>6</u> 年度	令和 6 <u>7</u> 年度以降	年度	取組内容	令和 2 <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 	令和 3 <u>4</u> 年度	令和 4 <u>5</u> 年度	令和 5 <u>6</u> 年度
	年度	取組内容														
令和 2 <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト「Re-Style」による情報提供 ・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等 ・<u>選ぼう！3Rキャンペーン</u> ・<u>水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</u> 															
令和 3 <u>4</u> 年度																
令和 4 <u>5</u> 年度																
令和 5 <u>6</u> 年度																
令和 6 <u>7</u> 年度以降																
年度	取組内容															
令和 2 <u>3</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。 ・「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 															
令和 3 <u>4</u> 年度																
令和 4 <u>5</u> 年度																
令和 5 <u>6</u> 年度																

	<u>年度</u>	
	(令和6年度7 年度 以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3R 推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを実施する。</u> ・ <u>「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及を支援する。また、「資源循環技術・システム表彰」に対する後援を通じ、新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。</u>

項目名	④ 生物多様性の保全と持続可能な利用の促進 ※SDGs 関連：関連目標 12、14、15	担当省庁	環境省
-----	---	------	-----

<p>施策概要</p>	<p>○ 環境省の取組</p> <p>経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、持続可能な開発目標（SDGs）の普及、ポスト2020生物多様性枠組等の国際社会の動向を踏まえ、国内外の先進的な取組事例を収集・発信し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を引き続き検討する。</p> <p>具体的には、「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」を事業者に向けて継続的に普及させるとともに、生物多様性に関する最新の動向（SDGsの普及、ESG金融の拡大、IPBES報告書の発行、ポスト2020生物多様性枠組の採択等）を踏まえ、「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の改訂版（第3版）の検討を進め、個々の事業者によるサプライチェーン及びバリューチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び市民を含む多様な主体間の連携・協働を促進する。</p> <p>また、消費者に向けて「MY行動宣言」を普及することにより、生物多様性に配慮した商品やサービスの選択を促進する。</p> <p>※生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされている。</p> <p>※「MY行動宣言」とは、国民一人一人が生物多様性との関わりを自分の生活の中で捉えることができるよう、5つのアクション（たべよう、ふれよう、つたえよう、まもろう、えらぼう）の中から自らの行動を選択して宣言する、生物多様性の普及・啓発に関する取組。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>民間事業者による優れた取組を「民間参画事例集」及び「情報開示グッドプラクティス集」として作成、HPにて公開した。民間参画ガイドラインについては、各種の企業向け講演・セミナーで第2版の紹介・解説を行った。また、改訂版（第3版）について、有識者を交えた検討会を実施し、素案作成を開始した。</u></p> <p><u>「MY行動宣言」については、普及啓発イベント、SNSなどを活用し、行動への参画を促した。</u></p>
-------------	---

<p>KPI ・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 事業活動に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる企業の割合 ※生物多様性の分野では消費に関する指標は定められておらず、今後生物多様性保全と消費者に関する適切な KPI の設定について検討する。</p> <p>(目標) 令和6年度までに80%以上とすることを目指す。</p> <p><u>(進捗)</u> <u>令和2年度：最新情報なし（令和元年度：75%）</u></p> <p>(定義) 調査対象企業のうち、該当する回答を行った企業の割合</p> <p>【今後の取組予定】 ○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td>MY行動宣言のまとめ 事業者の活動事例集の発行と周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td><u>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の更新版発行と周知</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度	MY行動宣言のまとめ 事業者の活動事例集の発行と周知	令和3年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討	令和4年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開	令和5年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発	令和6年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知	令和7年度 以降	<u>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の更新版発行と周知</u>
年度	取組内容														
令和2年度	MY行動宣言のまとめ 事業者の活動事例集の発行と周知														
令和3年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の検討														
令和4年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の公開														
令和5年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発														
令和6年度	生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の発行と周知														
令和7年度 以降	<u>生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）の普及啓発 事業者の活動事例集の更新版発行と周知</u>														

項目名	⑤ 有機農産物を始めとする環境に配慮した食品への理解と関心の増進 ※SDGs 関連：関連目標 8、12、15	担当省庁	農林水産省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>有機農産物を始めとする環境に配慮した食品については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、有機農業を始めとする生物多様性と自然の物質循環が健全に維持される取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続可能な消費行動を促す取組を通して、消費者の理解と関心を増進する。</p> <p>特に、有機農業については、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）及び同法に基づく基本方針に則し、地方公共団体と連携し、また農業者、実需者やその他の関係者等の協力を得て、有機農業に対する消費者の理解を増進する取組等を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。</p> <p>有機 JAS 制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。</p> <p><u>（令和 2 年度実績）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>有機農業に関する情報の発信等を通じた有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発</u> ・<u>有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール等の普及啓発</u> ・<u>有機農業について消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進</u> ・<u>地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、有機農業を地域で支える取組事例の共有</u> ・<u>国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進</u> ・<u>消費者がより合理的な選択ができるよう、名称表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資として、有機畜産物等を指定し、JAS マークが付されていない有機畜産物等の「有機」表示を規制することを内容とした「日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令」を施行した（令和 2 年 1 月公布、7 月施行）。また、ウェブサイト、パンフレット等により、消費者等への啓発を実施した。</u>
------	---

<p>KPI ・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>有機食品を週1回以上利用する消費者の割合：17.5%（平成29年）</p> <p>（目標）</p> <p>「有機食品を週1回以上利用する消費者の割合」を令和12年には25%に引き上げる。</p> <p><u>（進捗）</u></p> <p><u>最新情報なし（平成29年度：17.5%）</u></p> <p>（定義）</p> <p>平成29年の数値は、国内の16歳以上の一般消費者を対象とした「平成29年度有機マーケットに関する調査（農林水産省生産局農業環境対策課）」において集計。「有機食品の購入や外食等の頻度」の質問項目において、「ほぼ毎日」、「週に2～3回程度」、「週に1回程度」のうちいずれかを回答した者の割合を合計して算出。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度 <u>3年度</u></td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エンカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・有機JAS制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度 <u>4年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度 <u>5年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度 <u>6年度</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度 <u>7年度</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農</u> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2年度 <u>3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エンカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・有機JAS制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 	令和 3年度 <u>4年度</u>	令和 4年度 <u>5年度</u>	令和 5年度 <u>6年度</u>	令和 6年度 <u>7年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農</u>
年度	取組内容									
令和 2年度 <u>3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発 ・日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAPや特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発 ・有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エンカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進 ・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知 ・国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進 ・有機JAS制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 									
令和 3年度 <u>4年度</u>										
令和 4年度 <u>5年度</u>										
令和 5年度 <u>6年度</u>										
令和 6年度 <u>7年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農</u> 									

	<p><u>以降</u></p>	<p><u>業者の顕彰等を通じた、有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>JAS 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等についての、消費者や関係者への普及啓発</u> ・<u>有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や情報提供を行うこと等により、有機農業が、エシカル消費につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組の推進</u> ・<u>食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進</u> ・<u>有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知</u> ・<u>国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携した国産の有機食品需要を喚起する取組の推進</u> ・<u>有機 JAS 制度の適正な運用を図るとともに、消費者等への啓発を行う。</u>
--	------------------	---

項目名	⑥ 各種リサイクル法等の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 12	担当省庁	環境省、経済産業省
-----	--------------------------------------	------	-----------

施策概要	<p>○ 環境省の取組</p> <p>平成 30 年度及び令和元年度において、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」による小型家電リサイクル制度の啓発や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく違法な不用品回収業者対策としてポスター、パンフレット等の作成を実施した。今後も各種リサイクル法や 3R 全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。</p> <p>また、平成 28 年度以降で実施した小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、メダルプロジェクトその他の国民参画型プロジェクトの内容を盛り込むなど、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</p> <p><u>（令和 2 年度実績）</u></p> <p><u>令和 2 年度も上記を継続して実施中。コロナ渦であることを考慮し、対面を極力避け、普及啓発のための動画制作、教育機関へのリーフレットの配布、メールを活用した消費者向けの情報も含めリサイクルに関する情報を地方公共団体に発信しているところ。</u></p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <p>各種リサイクル法等の普及啓発のため、3R に関する法制度とその動向を取りまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を引き続き作成し、関係機関に配布するほか、3R に関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行う。</p> <p>また、3R 政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/) においても、引き続き取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用 DVD の貸出等を実施する。</p> <p><u>（令和 2 年度実績）</u></p> <p><u>情報発進の取組として、3R 政策ホームページを設置しているほか、令和 2 年 10 月、一般向けに法制度と 3R の動向を解説した「資源循環ハンドブック 2020」を 4,000 部発刊するとともに、3R の取組について分かりやすく解説した DVD の貸出等を実施した。</u></p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p><u>具体的な3R行動の実施率</u></p> <p>(目標) 出典：第四次循環型社会形成推進基本計画</p> <p>具体的な3R行動の実施率：平成24年度の世論調査から約20%上昇（令和7年度）</p> <p>(目標)</p> <p>具体的な3R行動の実施率を、令和7年度までに平成24年度の世論調査から約20%上昇させる。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <p><u>令和2年度（12月現在）：3R行動実施率における廃棄物の減量化や循環利用に関する意識のうち、「ごみをすくなくする配慮やリサイクルを心掛けているか」という項目において増加傾向にある（2013年度と比べて6.3ポイント増加）。</u></p> <p>(定義)</p> <p>具体的な3R行動の実施率は、内閣府が平成24年6月に「環境問題に関する世論調査」を実施している。</p>																							
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 環境省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3 年度</td> <td>各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度4 年度</td> <td>イト「Re-Style」による情報提供</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度5 年度</td> <td>・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度6 年度</td> <td>・選ぼう！3Rキャンペーン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度7 年度以降</td> <td>・水銀使用製品の規制開始に関する情報提供</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度7 年度以降</td> <td><u>各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度3 年度</td> <td>引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度4 年度</td> <td>3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度5 年度</td> <td>行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施してい</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度6 年度</td> <td>く。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度 3 年度	各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。	令和 3 年度 4 年度	イト「Re-Style」による情報提供	令和 4 年度 5 年度	・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等	令和 5 年度 6 年度	・選ぼう！3Rキャンペーン	令和 6 年度 7 年度以降	・水銀使用製品の規制開始に関する情報提供	令和 6 年度 7 年度以降	<u>各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</u>	年度	取組内容	令和 2 年度 3 年度	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・	令和 3 年度 4 年度	3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布	令和 4 年度 5 年度	行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施してい	令和 5 年度 6 年度
年度	取組内容																							
令和 2 年度 3 年度	各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。																							
令和 3 年度 4 年度	イト「Re-Style」による情報提供																							
令和 4 年度 5 年度	・3R推進全国大会、地域特性を踏まえた実効的なイベント等																							
令和 5 年度 6 年度	・選ぼう！3Rキャンペーン																							
令和 6 年度 7 年度以降	・水銀使用製品の規制開始に関する情報提供																							
令和 6 年度 7 年度以降	<u>各種リサイクル法や3R全般にわたる活動について、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。小学校でのモデル授業について、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働きかける。</u>																							
年度	取組内容																							
令和 2 年度 3 年度	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し（4,000部程度）、関係機関に配布・																							
令和 3 年度 4 年度	3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布																							
令和 4 年度 5 年度	行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施してい																							
令和 5 年度 6 年度	く。																							

	<u>年度</u>	
	(令和6年度7年度以降)	引き続き、3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し(4,000部程度)、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を行うと同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介のほか、普及啓発用DVDの貸出も実施していく。

(3) その他の持続可能な消費社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働

項目名	① エシカル消費の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 12、13、14、15、17	担当省庁	消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁
-----	---	------	------------------------------

施策概要	<p>○ 関係府省庁の取組</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費に関する調査及び普及啓発を実施する。また、エシカル消費の普及に当たり、関係省庁との連携を図る。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>持続可能な食の生産と消費の促進のため、消費者庁、環境省、農林水産省と連携し、普及啓発に向けた取組を行った。</u></p> <p><u>また、エシカル消費を含む消費者教育、啓発のより効果的な情報発信に向けて、幅広い関係府省庁間において更なる連携の強化を図るため、令和2年11月に「生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議」を開催した。</u></p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <p>エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気醸成、メディアや広報の活用、エシカル消費につながる商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携に向けた研修の機会の提供等事業者への働きかけ、認証ラベルの情報提供を行う。エシカル消費の地域での普及啓発モデルの検討・実施については、「消費者庁新未来創造戦略本部」において行う。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>消費者月間等のあらゆる機会を通じて啓発を行うとともに、更なる普及促進のため、新たにポスター、パンフレット等を作成した。また、身近なことからエシカル消費に取り組んでもらえるよう、情報発信を更に強化する観点から、令和2年10月に「エシカル消費特設サイト」を開設し、地方公共団体等を始めとする各主体で取り組まれている事例を積極的に発信した。</u></p> <p><u>さらに、令和2年年10月から12月にかけて、エシカル消費や食品ロス削減をテーマとしたライブシンポジウムを全国9道府県で開催し、インターネットで配信した。</u></p> <p><u>また、社会のデジタル化の進展等も踏まえ、より多くの方にエシカル消費を実践していただくことを目的とした啓発動画を新たに作成し、イベント等での活用など積極的に発信した。</u></p>
------	---

○ 農林水産省の取組

~~環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、「持続可能な生産消費形態のあり方検討会」を立ち上げ、今後更に持続的な生産への取組を進めるため、これを支える持続可能な消費の在り方について、普及方策も含め有識者による検討を行った。有識者の意見を踏まえ、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナブルウィーク」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む中間取りまとめを公表した。今後は、これらの取組を行う事業者等のネットワークを構築し、事業者等の主体的な取組や事業者等との連携を促進する。~~

国連の持続可能な開発目標(SDGs)の2030年までの達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環(わ)2030プロジェクト」(農林水産省、消費者庁、環境省連携)を令和2年6月に立ち上げ、100を超える企業・団体等が参画した。本プロジェクトでは、食や農林水産業のサステナビリティを考えるための定期的な勉強会・交流会、持続可能な消費を盛り上げるサステナウィーク、サステナブルな取組動画を表彰するサステナアワード等を実施し、持続可能な食と農林水産業の生産・消費の促進に取り組んだ。

認証ラベルの一つである水産エコラベル[※]は、我が国水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すものであることから、水産資源を管理しつつ最大限活用することの重要性についての消費者の理解の増進に資するため、令和元年12月、「MEL(マリン・エコラベル・ジャパン)」が、国際的に水産エコラベルの承認を行う「GSSI(グローバル・サステナブル・シーフード・イニシアチブ)」からアジアのスキームとして初めて承認を受けたことや、東京2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国内外における普及を促進する。

※我が国で活用されている主な水産エコラベルには、MEL、MSC、ASC等がある。

(令和2年度実績)

- ・東京湾大感謝祭等の海洋・水産イベントにおける展示、パネルディスカッション
- ・ホームページ等を通じた水産エコラベル認証取得者の取組事例の紹介・発信
- ・事業者に対する水産エコラベル認証取得に向けたコンサルティングへの支援 他

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

クリーンウッド法[※]は、地域及び地球環境の保全に資することを目的として、木材関連事業者に対しては取り扱う木材等の合法性の確認等を求め、木材を取り扱う事業者には合法伐採木材等の利用に努めることを求めており、合法伐採木材の流通及び利用を促進する意義について消費者や事業者理解を深めてもらうため、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発等の措置を講じている。

※合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)

(令和2年度実績)

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録の推進のため、セミナーや個別相談会等を開催した。また、消費者や事業者に対するクリーンウッド法や合法伐採木材等の普及啓発のため、全国規模の展示会において合法伐採木材に関する展示を行った。

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①エシカル消費の認知度（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」 （平成28年12月）：6.0%</p> <p>②環境に配慮した商品やサービスを選択することを心掛けている割合（「消費者意識基本調査」（平成30年度）：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1%</p> <p>③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数 （令和2年3月末時点）：38件</p> <p>（目標）</p> <p>①認知度を30%にする。</p> <p>②令和7年度までに、かなり心掛けている20%、ある程度心掛けている70%とすることを目指す。</p> <p>③令和4年度までに、国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数を150件にする。</p> <p>（進捗）</p> <p><u>①令和2年度（2月時点）：12.2%（平成28年12月：6.0%）</u></p> <p><u>②平成30年度：かなり心掛けている11.2%、ある程度心掛けている48.1%</u></p> <p><u>③令和2年度（3月末時点）：71件</u></p> <p>（定義）</p> <p>①「エシカル消費に関する消費者意識調査」（令和4年度）</p> <p>②「消費者意識基本調査」</p> <p>③国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和2年度<u>3年度</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）<u>を活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信</u> ・<u>デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用</u> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2年度 <u>3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）<u>を活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信</u> ・<u>デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用</u> 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施
年度	取組内容						
令和 2年度 <u>3年度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）<u>を活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信</u> ・<u>デジタル化に対応した啓発資材の積極的な活用</u> 						
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施及び検証（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・エシカル消費に関する消費者意識調査の実施 						

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）を活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信</u>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等） ・地域での普及啓発モデルの全国展開の検討（フェーズ2） ・地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部） ・<u>エシカル消費に関する情報発信（ポータルサイトの運用）を活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信</u>
（令和7年度以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間を活用した啓発 ・<u>エシカル消費の普及啓発（フェーズ1）（ワークショップの実施、各種イベント等への積極的な参画、学校用教材の提供等）</u> ・<u>地域での普及啓発モデルの検討・実施（フェーズ2）（消費者庁新未来創造戦略本部）</u> ・<u>ポータルサイトをを活用したエシカル消費に関する事例等の積極的な情報発信</u>

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和2年度3年度	持続可能な消費の普及について、
令和3年度4年度	→ 持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「 <u>サステナブルウィーク</u> 」の創設、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の表彰の実施等を含む持続可能な生産消費形態あり方検討会中間取りまとめの内容を実施
令和4年度5年度	
令和5年度6年度	取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。
（令和6年度7年度以降）	持続可能な消費の普及について、持続可能な生産と消費を啓発するために事業者が連携して持続可能な商品の販売や広報等に取り組む「サステナウィーク」、持続可能な生産等を行う地域、生産者、事業者の取組動画を表彰する「サステナアワード」等を行う。

年度	取組内容
令和2年度	<p>水産エコラベルについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者向けガイドラインの作成 ・ イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展 ・ 国際シンポジウムの開催 ・ 認証取得者の取組紹介 ・ 事業者向けコンサルティングの実施 ・ 認証審査員・認証機関の増加に向けた取組 ・ 水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・ アジアスタンダード化に向けた調査
令和3年度	<p>水産エコラベルについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者向けガイドライン国際基準の作成 ・ イベント（説明会、展示会・見本会維持に向けた規格等）の改訂 ・ 国内外で開催・されるシーフードショー等への出展 ・ 国際シンポジウムの開催 ・ オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信 ・ 認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介 ・ 認証取得を希望する事業者向け業者に向けたコンサルティングの実施 ・ 審査体制強化に向けた認証審査員・認証機関等研修会の増加に向けた取組開催 ・ 海外の水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信 ・ アジアスタンダード化等に向けた関する実態調査 ・ 国内消費者向けの PR 活動
令和4年度	<p>水産エコラベルについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化 ・ 事業者向けガイドライン国際基準の作成
令和5年度	<p>・ イベント（説明会、展示会・見本会維持に向けた規格等）の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で開催・されるシーフードショー等への出展 ・ 国際シンポジウムの開催
令和6年度	<p>・ オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介 ・ 認証取得を希望する事業者向け業者に向けたコンサルティングの実施 ・ 審査体制強化に向けた認証審査員・認証機関等研修会の増加に

	<p>に向けた取組開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>海外の水産エコラベル認証水産物の世界への情報発信</u> ・<u>アジアスタンダード化等に向けた関する実態調査</u> ・国内消費者向けのPR活動
<p>令和7年度 以降</p>	<p>水産エコラベルについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和2年度、令和3年度の取組を踏まえ、取組内容を強化</u> ・<u>国際基準の維持に向けた規格等の改訂</u> ・<u>国内外で開催されるシーフードショー等への出展</u> ・<u>オンライン商談会等による水産エコラベル認証品の世界への情報発信</u> ・<u>認証取得者による持続可能性に配慮した取組の紹介</u> ・<u>認証取得を希望する事業者に向けたコンサルティングの実施</u> ・<u>審査体制強化に向けた認証審査員等研修会の開催</u> ・<u>海外の水産エコラベル等に関する実態調査</u> ・<u>国内消費者向けのPR活動</u>

○ 農林水産省、経済産業省、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和2年度3 年度	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>流通木材等の合法性確認の信頼性・透明性向上（消費者に対する情報提供も見据えた）のためのシステム構築に向けた調査</u> ・木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ） ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進 ・森林・林業・木材産業関係団体で構成される協議会による展示会への出展などによる普及啓発活動
令和3年度4 年度	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ）</u> ・<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進</u>
令和4年度5 年度	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ）</u>
令和5年度6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進</u>
令和6年度7 年度 以降	<p>合法伐採木材の利用促進について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>木材関連事業者が行う木材等の合法性の確認に必要な各国の法令等の情報の収集及び提供（クリーンウッド・ナビ）</u>

	<p>・<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者の登録促進</u></p>
--	--

項目名	② 消費者志向経営の推進 ※SDGs 関連：関連目標 12、17	担当省庁	消費者庁、 経済産業省
-----	-------------------------------------	------	------------------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p> <p>消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等 <p>事業者団体、消費者団体及び行政機関（消費者庁）によって構成される消費者志向経営推進組織（プラットフォーム）により、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。</p> <p>具体的には、事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、優良事例の表彰を実施すること等を通じ、事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化することや、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の促進を図る。なお、令和2年度に自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及びおける表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討を行うこととしており、これらのに関する検討結果を踏まえ、令和3年度以降は、中小企業の取組評価や消費者の行動変容の効果等の観点から優良事例表彰の見直しを行うほか、例えば ESG 投資等の経営概念を反映した金融との紐付けなど、推進活動の在り方について見直し検討を行う。その後は見直し後の進捗状況等を踏まえ、更なる推進に取り組む。</p> <p><u>「消費者庁新未来創造戦略本部」においても、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催等 <p>経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等の開催 <p>事業者の管理職や担当者向けの研修を開催し、消費者の視点を業務にいかすため、消費者問題や関係法令などの基本的な知識の習得や、参加者による業種を超えた交流等を行う。</p> <p>事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政志向経営に関わる情報提供を実施する。</p> <p><u>また、消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。</u></p> <p>「消費者庁新未来創造戦略本部」において、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>令和2年度においては、「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会」を開催し、消費者志向経営の概念や、消費者志向経営優良事例表彰の実施に当たっての客観的評価指標等の検討を行った。また、上記検討会での議論を踏まえ、令和2年度消費者志向経営優良事例表彰を実施し、令和3年3月に表彰式を執り行った。</u></p>
-------------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> →①消費者志向自主宣言事業者数 →②消費者志向経営優良事例表彰応募事業者数 ・事業者等への消費者行政に関わる情報の提供等の状況（情報提供を行った回数、情報提供を行った事業者数等） <p>（目標）</p> <p>令和6年度までに消費者志向経営自主宣言事業者数を倍増する（令和2年3月末現在</p> <p><u>（進捗）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①令和2年度（3月末時点）：191事業者（令和2年3月末：153事業者）</u> <u>②令和2年度：77事業者（「総合枠」及び令和2年度に新設された「特別枠」への応募の合計）</u> 												
	<p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、経済産業省の取組</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>令和2年度3 年度</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・<u>進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し</u> ・優良事例の表彰 ・<u>消費者志向自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び向け、</u>表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 ・事業者や事業者団体、<u>地方公共団体</u>に対する消費者行政志向経営に関わる情報提供 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>令和3年度</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>令和4年度</p> </td> <td rowspan="3" style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体、<u>地方公共団体</u>に対する消費者行政志向経営に関わる情報提供 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>令和5年度</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p>令和6年度</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> <p><u>（令和7年度以降）</u></p> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <u>・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施</u> <u>・優良事例の表彰</u> <u>・事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供</u> </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	<p>令和2年度3 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・<u>進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し</u> ・優良事例の表彰 ・<u>消費者志向自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び向け、</u>表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 ・事業者や事業者団体、<u>地方公共団体</u>に対する消費者行政志向経営に関わる情報提供 	<p>令和3年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 	<p>令和4年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体、<u>地方公共団体</u>に対する消費者行政志向経営に関わる情報提供 	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p><u>（令和7年度以降）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施</u> <u>・優良事例の表彰</u> <u>・事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供</u>
	年度	取組内容											
	<p>令和2年度3 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・<u>進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し</u> ・優良事例の表彰 ・<u>消費者志向自主宣言の参加事業者拡大に向けたチェックリスト及び向け、</u>表彰の実施に当たっての客観的評価指標の検討 ・事業者や事業者団体、<u>地方公共団体</u>に対する消費者行政志向経営に関わる情報提供 											
	<p>令和3年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営を推進する施策の実施 ・進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供 											
	<p>令和4年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施 ・優良事例の表彰 ・事業者や事業者団体、<u>地方公共団体</u>に対する消費者行政志向経営に関わる情報提供 											
	<p>令和5年度</p>												
	<p>令和6年度</p>												
	<p><u>（令和7年度以降）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>・在り方の見直し・見直しを踏まえた消費者志向経営を推進する施策の実施</u> <u>・優良事例の表彰</u> <u>・事業者や事業者団体、地方公共団体に対する消費者志向経営に関わる情報提供</u> 											

項目名	③「ホワイト物流」推進運動の展開 ※SDGs 関連：関連目標5、9	担当省庁	国土交通省、関係省庁
-----	--------------------------------------	------	------------

施策概要	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済の更なる成長に寄与するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化 ・女性や高齢層を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現に取り組む、「ホワイト物流」推進運動を、関係省庁等と連携して推進する。 <p>その一環として、国民に対し、再配達削減や引越時期の分散化を呼び掛ける。</p> <p><u>(令和2年度実績)</u></p> <p><u>ホワイト物流推進運動について、関係省庁等と連携の上推進を図ってきた。また、12月にセミナーを開催し、トラック運送業の取引環境適正化に向けた取組や賛同企業における具体的な取組事例を紹介するとともに、「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト等において、国民に対し再配達削減や引越時期の分散化等、継続的に呼び掛けを実施した。</u></p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> →①セミナー等の開催状況 →②ポータルサイト等による、国民を含めた関係者への協力の呼び掛け <p>(目標)</p> <p>セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。</p> <p><u>(進捗)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①12月に開催 ②セミナー開催やポータルサイトによる呼び掛けを継続実施 <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3年度</td> <td rowspan="4">セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。</td> </tr> <tr> <td>令和3年度4年度</td> </tr> <tr> <td>令和4年度5年度</td> </tr> <tr> <td>令和5年度6年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度7年度以降</td> <td><u>本運動は、時間外労働の上限規制適用(2024年4月～)に向けた取組であり、令和7年度以降については現時点では未定。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和2年度3年度	セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。	令和3年度4年度	令和4年度5年度	令和5年度6年度	令和6年度7年度以降	<u>本運動は、時間外労働の上限規制適用(2024年4月～)に向けた取組であり、令和7年度以降については現時点では未定。</u>
年度	取組内容									
令和2年度3年度	セミナー開催等により、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深化を図る。									
令和3年度4年度										
令和4年度5年度										
令和5年度6年度										
令和6年度7年度以降	<u>本運動は、時間外労働の上限規制適用(2024年4月～)に向けた取組であり、令和7年度以降については現時点では未定。</u>									

(4) 事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進

項目名	① 公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁
-----	---	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>公益通報者保護制度について、説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発、市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進、労働者の内部通報窓口に対する信頼度の向上、内部通報制度に係る認証制度の普及、消費者庁における一元的窓口の整備・運用等に取り組む。</p> <p>また、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）について、事業者に対する通報対応体制整備の義務付け、公益通報対応業務従事者等に対する守秘義務及び同義務違反に対する罰則の新設、行政機関への通報に係る保護要件の緩和、保護対象となる通報者や通報対象事実の範囲の拡大等を内容とする公益通報者保護法の一部を改正する法律案が第201回国会で成立した。今後は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の円滑な施行に向けて通報対応体制整備に関する指針の策定等に取り組むとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討を実施する。</p> <p><u>（令和2年度実績）</u></p> <p><u>令和2年10月から「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」を開催し、通報対応体制整備に関する指針の内容の検討を行った。</u></p> <p><u>公益通報者保護制度について各種団体への講師を派遣するなど、周知・啓発に努めた。</u></p> <p><u>令和3年3月に従来の公益通報者保護制度相談ダイヤルを拡充する一元的相談窓口を設置し、従来の法律に関する相談の他公益通報に係る教示先の特定が難しい事案に関する相談の対応、行政機関の不適切対応への苦情相談の対応を開始した。</u></p>
------	---

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p><u>①大企業労働者における公益通報者保護法の認知度</u>（平成28年度：46%）</p> <p><u>②中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度</u>（平成28年度：43%）</p> <p><u>③市区町村の内部通報窓口の設置率</u>（平成30年度：54.8%）</p> <p><u>④中小企業の内部通報窓口の設置率</u>（平成28年度：40.2%）</p> <p><u>⑤内部通報制度に関する認証取得事業者数</u>（令和2年3月末時点：56社）</p> <p>（目標） 令和6年度に、①65%、②55%、③75%、④55%、⑤300社とすることを目指す。</p> <p>（進捗）</p> <p><u>①平成28年度：46%</u></p> <p><u>②平成28年度：43%</u></p> <p><u>③平成30年度：54.8%</u></p> <p><u>④平成28年度：40.2%</u></p> <p><u>⑤令和2年度：101社（令和元年度：56社）</u></p> <p>（定義）</p> <p>①及び②：労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査（直近は平成28年度）の間（あなたは、公益通報者保護法を御存知ですか。）</p> <p>③：行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査（直近は平成30年度）の間（通報相談窓口の設置の有無）</p> <p>④：公益通報者保護制度に関する民間事業者の実態調査（直近は平成28年度）の間（内部通報制度を導入していますか。）</p> <p>⑤：内部通報制度認証事務局（公益社団法人商事法務研究会）のウェブサイトの登録事業者一覧</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度3 年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度）</u> ・説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度4 年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度5 年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度に係る認証制度の普及 ・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度） </td> </tr> <tr> <td>令和5年度6 年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途） </td> </tr> <tr> <td>（令和6年度7 年度 以降</td> <td><u>制度の検討、周知・啓発等を引き続き実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 年度 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <u>・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度）</u> ・説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発 	令和 3 年度 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進 	令和 4 年度 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度に係る認証制度の普及 ・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度） 	令和 5 年度 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途） 	（令和 6 年度 7 年度 以降	<u>制度の検討、周知・啓発等を引き続き実施</u>
年度	取組内容												
令和 2 年度 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <u>・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度）</u> ・説明会の実施、広報資料の作成・配布等による制度の周知・啓発 												
令和 3 年度 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村における内部通報窓口の整備促進、中小企業における内部通報窓口の整備促進 												
令和 4 年度 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・内部通報制度に係る認証制度の普及 ・通報対応体制整備に関する指針の策定（令和2～3年度） 												
令和 5 年度 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方及び裁判手続における請求の取扱い等の検討（公益通報者保護法改正法の施行後3年を目途） 												
（令和 6 年度 7 年度 以降	<u>制度の検討、周知・啓発等を引き続き実施</u>												

項目名	② 景品表示法の普及啓発 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁
-----	------------------------------------	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>景品表示法の説明会への講師派遣を行うことに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や景品表示法第 26 条及び同条に基づく指針等を踏まえた表示等に関する事業者のコンプライアンス体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援促進する。</p> <p>引き続き、過去の違反事例と共に、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。</p> <p><u>(令和 2 年度実績)</u></p> <p><u>景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する説明会、講習会及び研修会等に職員を講師として派遣した（令和 2 年度は 74 回、延べ参加者数は 5,500 人程度）。</u></p> <p><u>なお、説明会等においてアンケートを実施しており、令和 2 年度における参加者の理解度は約 95%であった。</u></p> <p><u>さらに、課徴金制度に関する事項を盛り込んだ内容に改定したパンフレット「事例でわかる 景品表示法」について、消費者団体、地方公共団体、事業者団体等に対して、令和 2 年度は、約 2,800 部配布した。</u></p>
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>→①景品表示法に係る説明会の参加者数、説明会における理解度 （平成30年度：約9割）</p> <p>→<u>（景品表示法第26条並びに同条に基づく指針等に係る事業者及び一般消費者の理解度）</u></p> <p>②パンフレットの配布状況（配布部数）（平成30年度：約12,000部） →景品表示法第26条及び同条に基づく指針等に係る事業者及び一般消費者の理解度</p> <p>（目標） 景品表示法（第26条及び同条に基づく指針を含む。）に係る説明会等における理解度を令和6年度までの間、90%以上を達成することを目指す。</p> <p><u>（進捗）</u></p> <p>①令和2年度：約95%（令和元年度：約80%）</p> <p>②令和2年度：約2,800部（令和元年度：約6,000部）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2<u>3</u> 年度</td> <td rowspan="4">講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3<u>4</u> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和4<u>5</u> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5<u>6</u> 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和6<u>7</u> 年度 以降</td> <td><u>講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 2 <u>3</u> 年度	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等	令和 3 <u>4</u> 年度	令和 4 <u>5</u> 年度	令和 5 <u>6</u> 年度	（令和 6 <u>7</u> 年度 以降	<u>講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</u>
年度	取組内容									
令和 2 <u>3</u> 年度	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等									
令和 3 <u>4</u> 年度										
令和 4 <u>5</u> 年度										
令和 5 <u>6</u> 年度										
（令和 6 <u>7</u> 年度 以降	<u>講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界に対する普及啓発等</u>									

項目名	③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援 ※SDGs 関連：関連目標 8、12	担当省庁	消費者庁、公正取引委員会
-----	---	------	--------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、公正取引委員会の取組</p> <p>不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第 31 条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。</p> <p><u>（令和 2 年度実績）</u></p> <p><u>令和 2 年度は、「特定保健用食品の表示に関する公正競争規約」の新設、「アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約」などの変更 3 件、合計 4 件の認定を行った。公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等に職員を講師として派遣した（令和 2 年度は 14 回、延べ参加者数は 1,250 人程度）。</u></p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>研修会を始めとした公正取引協議会の各種会合等に参加した割合 （令和元年度：85%）</p> <p>（目標）</p> <p>研修会を始めとした公正取引協議会の各種会合等に参加した割合について、令和 6 年度までの間、85%以上を達成することを目指す。</p> <p><u>（進捗）</u></p> <p><u>令和 2 年度：17.7%（令和元年度：85%）</u></p> <p>（定義）</p> <p>消費者庁及び公正取引委員会が研修会を始めとした各種会合等に参加した公正取引協議会数を全公正取引協議会数で除したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、公正取引委員会の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 <u>2 年度 3 年度</u></td> <td rowspan="4">公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和 <u>3 年度 4 年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和 <u>4 年度 5 年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和 <u>5 年度 6 年度</u></td> </tr> <tr> <td>令和 <u>6 年度 7 年度</u> 以降</td> <td><u>公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 <u>2 年度 3 年度</u>	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。	令和 <u>3 年度 4 年度</u>	令和 <u>4 年度 5 年度</u>	令和 <u>5 年度 6 年度</u>	令和 <u>6 年度 7 年度</u> 以降	<u>公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</u>
年度	取組内容									
令和 <u>2 年度 3 年度</u>	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。									
令和 <u>3 年度 4 年度</u>										
令和 <u>4 年度 5 年度</u>										
令和 <u>5 年度 6 年度</u>										
令和 <u>6 年度 7 年度</u> 以降	<u>公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援を行う。</u>									